

会 議 録

会議の名称	平成 29 年度西東京市個人情報保護審議会（第 2 回）
開催日時	平成 29 年 7 月 14 日（金）午前 10 時 00 分から正午まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	（出席委員） 横道会長、河野委員、茶谷委員、海老澤委員、大川委員 （説明員） 危機管理室長、危機管理室主事、企画部情報推進課長、情報推進課情報推進係長、市民部市民課受付係長、市民部資産税課家屋償却資産係長（事務局） 総務部長、総務部総務法規課長、総務法規課法規文書係長、法規文書係主任 （欠席）岡本委員、濱野委員
議題	議題 1 東京都被災者生活再建支援システムの導入について（諮問） 議題 2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護条例等の改正について（諮問）（継続審議）
会議資料	資料 1 - 1 諮問書（写）ほか
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○会 長 ただいまより、平成 29 年度第 2 回個人情報保護審議会を開催する。まず、「議題 1 東京都被災者生活再建支援システムの導入について」を議題とする。担当課からの説明を求める。</p> <p>【担当課から説明】</p> <p>○会 長 担当課からの説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○委 員 り災証明書は、どのような目的で発行され、どのような用途に使用するものなのか。諮問書に記載されている「収集及び目的外利用する個人情報」の項目のうち国籍、在留資格等は、り災証明書の発行に必要な項目なのか。</p> <p>○説明員 り災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明するものであり、義援金、災害復興に係る貸付、仮設住宅入居等の公的支援の手続に必要なものである。諮問書に掲げた項目は、被災者の特定をなるべく細かく行うため、また、震災特例に係る支援のために必要な情報である。</p> <p>○委 員 震災特例に係る支援の中に、日本人のみを対象としているものがあるのか。国籍、在留資格等の情報を収集する必要があるのはそのためか。</p> <p>○説明員 日本人のみを対象としているものはない。</p> <p>○会 長 前住所、転出先住所等が必要な理由は何か。</p> <p>○説明員 国籍、在留資格、前住所、転出先等の情報は、被害を受けた方への支援の継</p>	

続性の観点から収集を行うものである。

- 委員 諮問書の「収集及び目的外利用する個人情報の内容」に記載されている項目には、り災証明書の様式に記載されている情報以外の個人情報も含まれているが、ここまで広範囲にわたる情報を収集する必要があるのか疑問である。
- 説明員 これらの項目は、り災証明書以外にも、その後の生活再建支援業務等に活用し、長期的な被災者支援を行うため、収集する必要がある。
- 委員 支援の継続性という観点に立てば転出先住所が必要なことは理解できるが、国籍情報はなぜ必要なのか。
- 説明員 在留期間が終了した者、在留資格が切れた者のその後の支援も見据えて収集を行うものである。これらの者から引き続き支援を受けたいとの申出があれば、支援の対象とならないわけではなく、在留期間が終了に近づいている方には継続できるかを確認してもらい、在留手を促し、引き続き支援を行うことも考えられる。
また、被災者生活再建支援システム導入の主な目的は、被災者の生活再建を円滑に行うことであり、災害発生時にり災証明書を発行することで、被害の程度を確定し、システム内において被災者台帳が作成される仕組みになっていることから、諮問書に記載している項目を全て収集したいと考えている。
- 委員 収集及び目的外利用する個人情報の項目は、何を根拠に選定されているのか。
- 説明員 都内の53区市町村が参加するシステムの共同利用に係る協議会において、東日本大震災時の被災自治体において必要となった情報を参考にしながら協議・検討を行った上で選定している。
- 委員 諮問書には、個人情報の収集等の目的について、「り災証明書の交付を円滑に行うこと等」と記載があるが、この記載では、一見すると、り災証明書の円滑な交付のみが主な目的と捉えられることから、長期に渡って被災者を支援することも目的とする旨の文言を加えたほうが良いのではないか。
- 説明員 諮問事項の「り災証明書の交付を円滑に行うこと等」の記載中「等」の部分に長期的に被災者の生活再建支援を行う旨を含めた形で記載したが、ご指摘のとおりである。
- 委員 新たなシステムを導入する際には、導入目的を明確にするのが原則である。本諮問の中では、それが明確にされていないと感じる。
- 委員 共同利用システムへのログインのために使用するID・パスワードの管理はどのように行うのか。
- 説明員 自治体IDは人口規模に応じて、運営主体である東京都が割振りを行うこととされており、本市には9件のIDが割り振られる予定である。市内におけるID・パスワードの割振りや管理体制については、現段階において詳細は決まっていない。今後、関係課で協議し、これらについて決定したい。
- 委員 ID・パスワードについては、遺漏のないように、管理を徹底されたい。
- 委員 り災証明書の発行は、住民基本台帳に記載されている者のみを対象としているのか。市外在住の家屋物件所有者については、どのように対応するのか。
- 説明員 市外在住の家屋物件所有者も、り災証明書の発行対象となる。資産税課の家屋台帳情報に家屋所有者の情報が含まれており、それを利用して確認する。
- 委員 市外在住者のり災証明書は、あくまでも家屋台帳情報を根拠としているから、市内在住者のり災証明書とは一定程度記載内容が異なることがあるのか。
- 説明員 異なることもあり得る。
- 委員 被害状況認定調査は、どのような体制で行うのか。

- 説明員 原則として被害状況認定調査は市が行う。なお、自治体間での被害認定のばらつきを極力避けるため、認定基準、マニュアル等を都内で統一するよう協議会で検討を行っているところである。
- 委員 諮問書中、システムを31市区町村で共同利用するとの記載があり、先ほど共同利用に係る協議会には53区市町村が参加しているとの説明があったが、共同利用する31市区町村以外の自治体は、このシステムの導入を検討しているのか。
- 説明員 協議会を構成する53団体のうち、共同利用する自治体が31団体、共同利用によらず独自システムを既に導入している自治体が15団体、独自システムを導入予定とする自治体が7団体である。
- 委員 共同利用した方が運用コストは低いのか。
- 説明員 そのとおりである。
- 会長 それでは、委員のみで審議するので説明員は退席するように。

◆説明員退席

- 会長 共同利用システムの安全性に関しては、どのような印象を持ったか各委員の意見を求める。
- 委員 LGWAN回線を使用していることから、外部から侵入される危険性があるシステムではない。また、基幹システムとの直接的な接続はないことから、内部の住民基本台帳、マイナンバー等に係る閉塞性は備えられていると考える。ただし、プライバシーの取扱いについては、他のシステム以上に慎重に扱う必要性を感じる。また、ID・パスワードの管理についても十分に配慮すべきである。
- 会長 さきほどの質疑にあった、諮問書の「収集及び目的外利用する個人情報の内容」に記載されている項目の収集等の必要性についてはどうか。
- 委員 協議会で項目を選定しているとのことであり、これらの収集等を行う一定の合理性はあると感じる。
- 会長 私も同意する。り災証明書の発行のためだけにこれらの項目を全て利用することであれば疑問を感じるが、その後の被災者支援を想定してということであれば納得できる。
- 委員 諮問事項に、り災証明書の発行以外の目的のためにも必要であるとの明確な記載がないことに関しては、必要のない情報についても当審議会の承認を求めるとの誤解が生じることを避けるため、修正した方がよいのではないかと。
- 会長 本件に関しては、答申の中で諮問事項について補足した上で、今後の同様の諮問を行う際には、事業の目的及び個人情報の利用等の必要性を明確にするよう意見を付すことでよいのではないかと。
- 各委員 異議なし。
- 会長 このほか、ID・パスワードの運用方法を早期に決定し、管理を徹底すべき旨についても附帯意見とし、個人情報の収集及び目的外利用を認めるという結論でよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。
- 各委員 異議なし。

- 会 長 次に、前回の審議会から継続審議となった「議題2 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護条例等の改正について」を議題とする。事務局の説明を求める。

【事務局から説明】

- 会 長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。
- 委 員 配布された資料では、非識別加工情報の取扱いに関し、表現が曖昧であるように感じられる。例えば、諮問書の2(3)中「個人情報の取扱いよりも緩やかな規律のもと」との記載があるが、実際には、非識別加工情報は、厳格な取扱基準が定められていることから、このような表現は不適切であると考え。今回の行個法改正のポイントは、従来は個人情報の保護だけであったものを、今後は個人情報を保護しつつ、利活用できる情報に関しては活用していく趣旨であると考え。これらを市民の方に明らかにし、当該仕組の導入に対する市としての姿勢を明確にした上で、今回、非識別加工情報の提供の仕組みに係る条例の改正は留保するとの方針を述べるべきである。
- 会 長 市としては、行個法の改正項目のうち、現時点で改正すべきものを判断し、今回は個人識別符号及び要配慮個人情報の定義に係る改正のみを行うという趣旨でよいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 会 長 非識別情報の提供の仕組みについて条例に規定することは、法律上求められているのか。
- 説明員 条例に規定しなければならないという法的な義務はない。法の趣旨を踏まえ、各自治体の実情に応じて判断するものと解している。
- 委 員 ビッグデータの利活用については、広域性を持った情報を提供することで初めて有用になると考える。非識別加工情報の提供の仕組みについては、国及び都の動向を注視しながら追って改正を行うことで良いのではないか。
- 委 員 国や民間事業者での非識別加工情報の提供制度が開始されたことについて、市民の間に周知がされていないように感じる。今後の課題として、非識別加工情報の提供の仕組みについて市民への周知も積極的に行ってほしい。パブリックコメントに対する意見等の提出がなかったのは、市民の間で理解が進んでいなかったことも一つの要因なのではないか。
- 委 員 今後、ビッグデータの利活用に関して、国全体の動きがどのようになっていくのかを周知するだけでも違ってくるのではないか。
- 会 長 それでは、本諮問については、審議会として、条例改正の方針を認めるという結論でよろしいか。ただし、附帯意見として、非識別加工情報の提供の仕組みの導入に関し、今回の条例改正は留保するとしても、今後、導入に対する市としての姿勢を明確にすべきであること及びビッグデータの利活用に関し市民に分かりやすく周知を図ることが望ましい旨を申し添えることでよいか。
- 各委員 異議なし。
- 会 長 それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会 長 以上で本日の審議会は、閉会とする。